

障がい者(児) 支援ガイドブック



上砂川町

令和7年6月発行

1

障がい者支援サービスの種類

障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう総合的なサービスを提供します。

訪問サービス

- 居宅介護●重度訪問介護●同行援護
- 行動援護●重度障害者等包括支援

日中活動サービス

- 短期入所●療養介護
- 生活介護

居宅支援サービス

- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）

施設サービス

- 施設入所支援

訓練・就労サービス

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）●就労移行支援●就労選択支援
- 就労継続支援●就労定着支援

障がい児サービス

- 児童発達支援●医療型児童発達支援●放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援●居宅訪問型児童発達支援

補装具の支給

身体機能の代わりとなる補装具の購入や修理に係る費用が支給されます。

医療給付

（更生医療、育成医療、精神通院医療）
（重度心身障害者医療給付）
病院にかかるときに費用が高くなりすぎないように自己負担を軽くします。

地域生活支援事業

- 地域活動支援センター●相談支援●意思疎通支援●日常生活用具の給付
- 移動支援●成年後見人制度利用支援●理解促進研修・啓発事業

2

障がい福祉サービス利用の流れ

障がい福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。

まずは役場福祉課福祉係にご相談ください。

役場福祉課福祉係
☎ 62-2222

①相談・申請

役場福祉課福祉係に相談します。サービスが必要な場合は申請の手続きを進めます。

②調査

障がいのある人や、その保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについて調査を行います。

③審査判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、審査会で審査・判定が行われ、どのくらいのサービスが必要なのかが決められます。

④決定（認定）・通知

相談支援事業者が利用者の希望などを考慮したサービスの利用計画案を作成します。それらを踏まえてサービスの内容などが決まり、通知、受給者証が交付されます。

⑤事業者と契約

サービスを利用する事業者を選んで、利用に関する契約をします。

⑥サービスの利用開始

サービスを利用し、負担能力に応じ利用者負担を支払います。



3

生活支援や就労に関するサービス

障がいの状態や目的に応じて、各種サービスが提供されます。

■訪問サービス

サービス	内 容
居宅介護	自宅で食事や入浴、排せつの介護や掃除、買い物などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための支援などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

■日中活動サービス

サービス	内 容
短期入所	介護する人が病気やケガなどで一時的にいなくなる場合などに、短期間施設に入所して食事や入浴、排せつの介護などを行います。
療養介護	医療と常に介護が必要な人に病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の支援などを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中に施設で食事や入浴、排せつの介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

■施設サービス

サービス	内 容
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、食事や入浴、排せつなどの手助けをします。

■居住支援サービス

サービス	内 容
自立生活援助	施設を利用していた人が一人暮らしをはじめたときに、生活や健康などに問題がないか、訪問して相談や助言などの支援をします。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている人に相談や日常生活上の援助を行います。また、食事や入浴、排せつの介護が必要とされる人には、介護サービスも提供します。

■訓練・就労サービス

サービス	内 容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 (R7.10 月開始)	障がいのある人が、本人の希望や適性・能力に合った就労先や就労支援サービスが選べるようにサポートします。
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業等で就労が困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労への移行にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、訪問、来所により必要な支援をします。



■障がい児サービス

サービス	内 容
児童発達支援 (未就学児)	児童発達支援センター等に通所し、日常生活における基本的な適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	指定医療機関等に通所し児童発達支援や治療を行います。
放課後等デイサービス (就学児)	児童発達支援センター等に通所し、生産能力向上に向けた訓練や社会との交流を促進します。
保育所等訪問支援	療育の専門の相談支援員が保育所等を訪問し、日常生活における基本的な適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童の自宅に訪問し、日常生活における基本的な適応訓練を行います。

○ 補装具費の支給 ○

「補装具」とは、障がいのある人や児童などの身体機能の代わりになったり補ったりするもので、その人に合うように製作され、長く継続して使います。事前の申請により必要と認められると、補装具の購入費または修理費が支給されます。負担額は所得に応じた上限が決められます。

〈対象となる補装具の例〉

義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障がい者安全杖、車いす、排便補助具等



4

地域生活支援事業

事業	内容
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター等で障がい者等に創造的活動や生産的活動を提供し、社会との交流を促進します。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活に便宜を図るために、日常生活用具（ストマ、保護帽など）を給付または貸与します。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等の自立した日常生活や社会生活への理解を深めるための研修や啓発を行います。（ヘルプマーク等）
相談支援事業	障がいのある人、その保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がいのある人への虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。
移動支援事業	移動が困難な障がい者の社会参加や自立を促すために移動を支援します。
成年後見人制度利用支援	判断力が低下した人に対して、成年後見人制度の利用について支援します。
身障レクリエーション大会	身体障がい者が年に一度集い、軽スポーツやゲームなどにより交流を深めます。（社会福祉協議会委託事業）

ヘルプマーク・ヘルプカードについて

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難聴の方等、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなります。

ヘルプカードとは

援助を必要とする障がいのある方が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。日常生活の中ではもちろん、災害時や緊急時など、周囲の人に助けを求めたい時に、ヘルプカードを提示することで手助けを求めやすくなります。

■配布・問合せ 福祉課福祉係（☎ 62-2222）



5

サービスを利用した時の費用

障がい福祉サービスおよび補装具にかかる月ごとの利用者負担は、原則利用額の1割が自己負担で負担能力に応じた上限が定められています。

【所得を判断するときの世帯の範囲】

18歳以上の障がい者 (施設に入所する18, 19歳を除く)	障がい者本人とその配偶者
18歳未満の障がい児 (施設に入所する18, 19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

■障がい者の利用負担

区 分	世帯収入の状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	町民税非課税世帯の人	0円
一般1	町民税課税世帯の人 (所得割16万円未満) 施設入所者(20歳以上)、グループホームを除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

■障がい児の利用負担

区 分	世帯収入の状況		負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人		0 円
低 所 得	町民税非課税世帯の人		0 円
一 般 1	町民税課税世帯の人 （所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一 般 2	上記以外		37,200円

■補装具費の利用者負担

区 分	世帯収入の状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人	0 円
低 所 得	町民税非課税世帯の人	0 円
一 般	町民税課税世帯の人	37,200円 ※原則1割負担



6

病院にかかるときの費用

■更生医療給付、育成医療給付、精神通院医療給付

障がいのある人（更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者）が、指定の医療機関で医療を受けた場合、どの障がいの人も医療費の原則 1 割が自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められています。

区 分		世帯収入の状況	負担上限額（月額）
生活保護		生活保護受給世帯の人	0円 自己負担なし
低所得1		町民税非課税世帯で障がい者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2		町民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間所得	中間所得1	町民税 3万3千円未満	5,000円
	中間所得2	町民税 3万3千円以上23万5千円未満	10,000円
一定所得以上		町民税課税世帯で町民税所得割 23万5千円以上	自立支援医療費支給の対象外 ※状態が重度かつ継続 と診断される場合は 20,000円

■重度心身障害者医療給付

身体障害者手帳 1～2 級（3 級の場合は内部疾患のみ）、療育手帳（A 判定）精神保健福祉手帳 1 級をお持ちの方は上記給付のほか、下記の給付が受けられます。

区 分	自己負担額
3歳未満の児童と町民税非課税世帯の人	初診料(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)
町民税課税世帯	医療費の1割 (月額上限 入院57,600円、外来18,000円)
その他(町単独事業)	高校生以下 自己負担なし

7

そのほかの支援等

事業	内容
障がい児入所支援	保護、日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能の付与などを提供する施設への入所を支援します。
軽度・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	軽度または中等度の難聴児(18歳未満)に対し、補聴器の購入費または修理費を助成します。
在宅精神障害回復者社会復帰施設等通所交通費助成事業	社会復帰を目指す精神障がい者を支援するため、施設通所に係る交通費(バス代)を助成します。
通級指導教室交通費助成事業	軽度な障がいを持つ児童が砂川市通級指導教室に通学する交通費を助成します。
災害時避難行動要支援者支援体制整備事業	災害時に自ら避難することが困難な人への支援体制を整備します。
救急医療情報キット配布事業	1人暮らしの人の緊急時に救急隊が患者情報をいち早く把握するためのキットを配布します。
緊急通報装置運営事業	1人暮らしの生活不安の解消や生命の安全を確保するために緊急通報装置を設置します。
除雪サービス除雪費助成事業	自宅前や自宅屋根の除雪料金の一部を助成します。
住宅改修費助成事業	介護認定を受けていない65歳以上の人、または65歳未満で身体障害者手帳を持っている人(障害者地域生活支援事業に該当しない人)に対して、1万円以上の工事費の9割、5万円を限度として助成します。
所得控除・税の控除	障がいの程度により所得税・住民税・相続税について控除を受けられます。詳しくは役場住民課税務係までお問い合わせください。
上下水道料金の減免	身体障がい者(1,2級)の収入により生活を維持している世帯の上下水道料金を減免します。
障害児福祉手当	重度の障がいがある20歳未満の児童に、月額で16,100円が支給されます。
特別児童扶養手当	障がいがある20歳未満の児童を養育している方に、月額で37,830円～56,800円支給されます。
ケアラー支援推進事業	障がいや高齢者等による、心身に不調を抱える人に無償でケアをするの方の困りごと、悩みごと等の相談を受けます。



発 行 令和7年6月

上砂川町

発 行 者 〒073-0292

北海道空知郡上砂川町字上砂川町40番地10

企画編集 上砂川町 福祉課

電 話 0125-62-2222